

寄 付 行 為

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この法人は、財団法人彫刻の森美術館と称する。
- 第 2 条 この法人の事務所は、神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平 1121 におく。
- 第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を設けることができる。

第 2 章 目的および事業

- 第 4 条 この法人は、ひろく一般に彫刻等芸術に接する機会を提供するとともに、彫刻等芸術の振興普及をはかり、わが国芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- 一. 美術館の維持運営
 - 二. 彫刻等芸術に関する国際交流
 - 三. 優秀な彫刻等芸術家への援助および表彰
 - 四. 新人彫刻等芸術家の育成
 - 五. 展覧会、講演会、映画会、研究会等の開催および援助
 - 六. 機関誌の刊行
 - 七. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産および会計

- 第 6 条 この法人の資産はつぎの通りとする。
- 一. この法人の設立当初の寄付にかかる別紙財産目録記事記載の財産
 - 二. 資産から生じる収入
 - 三. 事業に伴う収入
 - 四. 寄 付 金 品
 - 五. その他の収入

- 第 7 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。
2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
 4. 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。
- 第 8 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。
- 第 9 条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することが出来る。
- 第 10 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生じる収入および事業に伴う収入および寄付金品等の運用財産をもって支弁する。
- 第 11 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。
- 第 12 条 この法人の収支決算は理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入するか、または翌年度に繰り越すものとする。
- 第 13 条 第9条ただし書きおよび前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。
- 第 14 条 借入金(その事業年度の収入をもって償還する一時借入金を除く。)については、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第 15 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 4 章 役員・評議員および職員

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。
理事 10 名以上 17 名以内(うち、理事長 1 名、専務理事 1 名又は 2 名)
監事 2 名

第 17 条 理事および監事は、評議員会でこれを選任し、理事長、専務理事は、理事の互選によってこれを定める。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を越えてはならない。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第 18 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 専務理事は、理事長を補佐して、日常の業務を統括し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ理事長が、指名した順序によりその職務を代行する。

第 19 条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し執行する。

第 20 条 監事は、この法人の業務と財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

第 21 条 この法人の役員任期は、2 年とし再任を妨げない。

2. 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の選任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

4. 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、または職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認め

られるとき、理事現在数および評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長は、これを解任することができる。ただし理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- 第 22 条 役員は、有給とすることができる。
2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 第 23 条 この法人には、評議員 20 名以上 25 名以内をおく。
2. 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。
3. 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
4. 評議員には、第 21 条の規定を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読みかえるものとする。
5. 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じて、理事長に対し必要と認める事項について助言する。
- 第 25 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び職員をおく。
2. 職員は、理事長が任命する。
3. 職員は有給とし、理事長の命に従い事務に従事する。

第 5 章 顧問、相談役、および企画委員

- 第 26 条 この法人には顧問、および相談役を、若干名おくことができる。
2. 顧問は、主として芸術家の中から、相談役は学識経験者の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 顧問、および相談役は、それぞれ重要事項について、理事長の諮問に応じる。
- 第 27 条 この法人には、企画委員若干名を、おくことができる。
2. 企画委員は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 企画委員は、企画委員会を組織し、この法人の行う事業の計画、立案に参画するとともに、その実施に当って助言と指導を行なう。

第6章 理事会および評議員会

- 第28条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったとき、理事長はその請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は、理事長とする。
- 第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同決のときは議長の決するところによる。
- 第30条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- 一. 事業計画および収支予算
 - 二. 事業報告および収支決算
 - 三. 不動産の買入れ、基本財産の処分および担保提供についての事項
 - 四. 長期借入金についての事項
 - 五. 第一号、第三号および前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - 六. その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項
2. 第2条の規定は、評議員会にこれを準用する。
- この場合において、前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読みかえるものとする。
- ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。
- 第31条 理事会および評議員会には、議事録を作成し議長および当該会議において選任された出席代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 彫刻の森美術館、および美ヶ原高原美術館

- 第32条 この法人は、神奈川県足柄下郡箱根町ニノ平に彫刻の森美術館を置き、長野県上田市武石上本入に美ヶ原高原美術館を置く。
2. 外国に対しては、彫刻の森美術館が、ザ ハコネ オープン=エア ミュウジウム、美ヶ原高原美術館が、ザ ウツクシガハラオープン=エア ミュウジウムと称する。
- 第33条 彫刻の森美術館、美ヶ原高原美術館には、それぞれ館長1名、副館長1名、職員若干名を置く。
2. 館長、副館長は、理事長がこれを委嘱する。
- 第34条 彫刻の森美術館、美ヶ原高原美術館の管理運営については、別に定める。

第8章 寄付行為の変更ならびに解散

- 第35条 この寄付行為の変更は、理事現在数および評議員現在数のおのおのの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 第36条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 第37条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数のおのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。
- 第38条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
ただし、他の法令により、これらに代わる書類を備えたときは、この限りでない。
- (1) 寄付行為
 - (2) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の書類及び帳簿は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
3. 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第9章 補 則

第39条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

昭和43年8月2日	許可
昭和43年12月16日	一部変更
昭和55年11月21日	一部変更
昭和56年12月4日	一部変更
昭和58年6月30日	一部変更
平成18年3月17日	一部変更